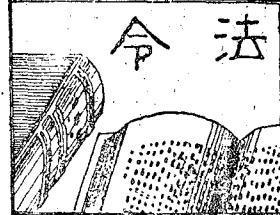


法 令



▽道路行政に關係ある法律

命令、訓令、通牒等苟くも

道路行政に當る人々の知

らざるべからざることは

凡て本欄に於て紹介す

▽道路行政に關し生じたる

疑問は本欄に於て回答す

るを以て會員諸氏は隔意

なく質問あらん事を望む

質 疑 應 答

問 道路法第二三條により他の工事又は行爲者をして道路上に

關する工事を執行せしめ且其の費用を第三七條に依り負擔せ

ざめたるときは爾後の改築修繕及其の費用も其工事執行者又

は行爲者をして執行及負擔せしめ得べきや。實例は山に沿ひ

て道路として維持上橋梁の必要なく寧ろ埋立て道路と爲す

を得策とするものなり。尙本件の如き場合に於ては右橋梁工

事の費用を第三九條に依り沿道受益者負擔の規定を適用する

の可否に付ても御高見を得度。(徳島M.T生)

して其の工事を執行せしめ且其費用を負擔せしめんとす而して道路としては維持上橋梁の必要なく寧ろ埋立て道路と爲すを得策とするものなり。尙本件の如き場合に於ては右橋梁工事の費用を第三九條に依り沿道受益者負擔の規定を適用するの可否に付ても御高見を得度。(徳島M.T生)

答 問者の示す問題と實例とは相符合してゐない、何となれば問題は法第二三條に依り他の工事又は行爲の爲必要を生じたる道路に關する工事を道路管理者が一方的に其工事執行者又は行爲者に命じ第三七條に依り其費用の負擔を命ずる場合であるに對し實例は第二四條に依り管理者に非ざる者の出願

により道路に關する工事の執行を許可し第三六條に依り許可を得たる者が當然其費用を負擔する場合であるからである、夫故茲には(一)第二三條及第三七條(二)第二四條及第三六條の二問題に對し答へることとする。

(一)法第二三條に所謂他の工事又は行爲の爲必要を生じたる道路の一部を掘鑿して橋梁を架設し内部貯水池荷揚場との連絡に便せり然るに該橋梁破損し架換又は修繕の必要を生じたるか此場合に於ては實に道路に關する工事を執行したる者を

の或道路工事を爲すべき命令を受けて其義務を履行し又法第三七條に依り右費用の負擔を命ぜられて之が納付を了したる以上は第二三條及第三七條の關係はこゝに消滅してしまふのである、其後に至つて更に其部分の維持修繕及其費用の負擔を命ずることを得るや否やは第一三條及第三八條の適用に關する別個の問題である。

(二) 實例は法第二四條及第三六條に關するものであることは前述の通りであるが此場合に於て道路に關する工事の執行を許可せられたる者に對し其後に於ける維持を爲さしめ得るや否やについては二つの場合を區別して考ふることを要する、其一は許可するに當つて將來維持修繕等を爲すべき負擔を附したる場合であり此場合に於ては一の負擔附行政處分をなしめたのであるから許可を受けたる者は之によつて維持等の義務を負ふのである、故に若し此義務を履行せざる時は法第五四條に依り強制することが出来る、其二は許可するに當り右の如き負擔を附せなかつた場合であり此場合に於ては許可を受けたる者に修繕維持等の義務はないのである。問者の示す實例の場合は丁度之に該當するようである。併しながら更に此場合に於て第一三條に依り維持修繕等の義務を負擔せしめ得るや否やは別に考究を要する問題である、私は實例の如き場

合は第二三條に所謂特別の事由ある場合に當るものであるから道路管理者は一方的に工場主に對し橋梁の架換を命じ且第三八條に依り其費用の負擔を命じ得るものであると思ふ。

尙實例の如き場合に第三九條に依り沿道受益者負擔を課し得るや否やといふに工場主が特別に此道路を利用すること多く、爲めに此道路修繕工事により特に著しき利益を受ぐる者と認めらるるならば課し得るものであると思ふ。(田中省吾)

問 道路臺帳調製の資料として道路の區域を定むる爲隣接民有地に立入り測量を爲すの要ある場合に道路管理者は何れの法令に依り立入の権利を享くことを得るや、若し此場合土地收用法第九條に依るものとせば土地の收用を目的とせざる事業の爲に收用法を適用することとなり不都合にあらずや(宇都宮生)

答 問題の如き場合に於ては道路管理者は土地所有者又は古有者の意志に反して立入り測量を爲すの権利は無いのである、何となれば道路法は只第四五條に依つて道路に關する工事の爲必要あるときに限り管理者に沿道の土地に立入り又は其土地を一時材料置場として使用するの権利を與へられたに止まるし又土地收用法を適用し得ざる事は問者の言ふが如くであるからである。(田中省吾)